

東日本大震災復興特別区域法に基づく「復興特別区域基本方針」の改定について

- 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第8号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域制度の基本的な方針である「復興特別区域基本方針」を改定

＜復興特別区域基本方針の構成：東日本大震災復興特別区域法第3条＞

- ① 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
 - ② 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
 - ③ 復興推進計画の認定に関する基本的な事項
 - ④ 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ⑤ その他復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項
- 等

＜＜主な改定事項＞＞

令和6年度税制改正に伴う改定

- ・ 復興特区税制の適用期限の2年間延長、償却率等の一部見直し等に係る改定
- 等

＜＜主な経緯＞＞

- ・ 令和5年12月：「令和6年度税制改正の大綱」閣議決定
- ・ 令和6年3月28日：「所得税法等の一部を改正する法律」の成立
- ・ 令和6年3月29日：「復興特別区域基本方針」閣議決定